

議案第 26 号

橋本市下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例について

橋本市下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和元年 9 月 9 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例

橋本市下水道排水設備指定工事店条例(平成18年橋本市条例第201号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(指定工事店の指定) 第2条 下水道条例第6条及び農集条例第8条で規定する排水設備工事を施工することができる者は、次に掲げる要件に適合する要件に適合している工事業者とし、水道事業及び下水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)は、これを指定工事店として指定するものとする。 (1)・(2) 略 (3) 次のいずれにも該当しないこと。 ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合 イ～エ 略 オ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を行なうことができない場合 カ 法人について必要なる認知、判断及び意思疎通を行なう者がある場合 2 略 (指定の申請)	(指定工事店の指定) 第2条 下水道条例第6条及び農集条例第8条で規定する排水設備工事を施工することができる者は、次に掲げる要件に適合する要件に適合している工事業者とし、水道事業及び下水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)は、これを指定工事店として指定するものとする。 (1)・(2) 略 (3) 次のいずれにも該当しないこと。 ア 工事業者が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であつて復権を得ない場合 イ～エ 略 オ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を行なうことができない場合 カ 法人について必要なる認知、判断及び意思疎通を行なう者がある場合 2 略 (指定の申請)
(指定工事店としての指定を受けようとする者又は指定の有効期間満了後も引き続き指定を受けようとする者は、管理者が定める申請書に次に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。 (1) 前条第1項第3号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類 (2)～(6) 略 (異動の届出義務)	(指定工事店としての指定を受けようとする者又は指定の有効期間満了後も引き続き指定を受けようとする者は、管理者が定める申請書に次に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。 (1) 前条第1項第3号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類 (2)～(6) 略 (異動の届出義務)

第8条 指定工事店は、営業所の名称及び所在地その他管理者が定める事項に変更があるたどき、第2条第1項第3号ア、オ若しくは力のいづれかに該当するに至つたとき、又は排水設備等の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、上下水道事業管理規程で定めるところによりその旨を管理者に届け出なければならない。

(責任技術者の被登録資格)

第11条 略

2 前項に規定する者が、次の各号のいづれかに該当する場合は、管理者は、登録を行わることができる。
(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合
(2) 略
(3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に當むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を行なうことができない場合

3 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を行なうことができない状態となつたときは、管理者にその旨を届け出るものとする。

第8条 指定工事店は、営業所の名称及び所在地その他管理者が定める事項に変更があつたどき又は排水設備等の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、上下水道事業管理規程で定めるところによりその旨を管理者に届け出なければならない。

(責任技術者の被登録資格)

第11条 略

2 前項に規定する者が、次の各号のいづれかに該当する場合は、管理者は、登録を行わることができる。
(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない場合
(2) 略

附 則
この条例は、令和元年12月14日から施行する。